

第2回チャイルド学級 参加者募集!

「わらべうたやリズム遊び〜②」

- ★開催日時★ 平成21年8月18日(火)
10:00~11:30
- ★開催場所★ 日高町立門別総合町民センター
- ★参加対象★ 概ね1歳以上の子ども(概ね歩行可能な幼児)及びその保護者
- ★内 容★ わらべうたやリズム遊びをとおして親子で遊びを共有します。
昨年度も好評で、とても楽しい内容です。



- ★講 師★ NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ
(小川京子さん、手嶋加子さん)
- ★申込期限★ 平成21年8月10日(月)
- ★その他★ 動きやすい服装でお越しください。

第3回チャイルド学級 参加者募集!

「親子料理教室」

- ★開催日時★ 平成21年9月26日(土) 10:30~12:30
- ★開催場所★ 日高町立門別総合町民センター
- ★参加対象★ 3歳以上の就学前の子ども及びその保護者(一親子:子ども1名・保護者1名)
※限定12組24名です。参加希望が多かった場合は抽選とします。
※託児サービスを行いますので、参加幼児以外にも就学前のお子様がいる会場に連れて来るほか参加の方法がない方は参加申込みの際に併せてお申込みください。当日のお申込みはお受けできません。
- ★内 容★ 親子料理をとおして、料理の楽しさや地元の食材について学びます。
- ★講 師★ 北海道食育コーディネーター 山 際 睦 子 さん
- ★申込期限★ 平成21年9月14日(月)
- ★その他★ 動きやすい服装でお越しください。また、エプロン、三角巾や布巾などもご持参ください。



お申込み・お問合せ先
日高町教育委員会 社会教育課社会教育グループ
(TEL 01456-2-2451)

～ 日高西部消防組合よりお知らせ ～

「消防団協力事業所表示制度」始まる！

日高西部消防組合では、本年度「消防団協力事業所表示制度」を開始いたしました。

「消防団協力事業所表示制度」とは、日高西部消防組合管内（日高町・平取町）にある会社、各種協力団体、社会福祉法人及び個人事業所等（以下「事業所」という。）を対象に、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

事業所のイメージアップにつながりますので、是非多くの事業所の皆様の参加をお待ちしています。

なお、消防団協力事業所として認定を受けるには、一定の基準がありますので、詳しくは日高町ホームページに登載の「日高西部消防組合消防団協力事業所表示制度実施要綱」を参照もしくは、最寄りの消防署・支署にお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

①日高西部消防組合	消防本部総務課	01456-2-1521
②日高西部消防組合	消防署庶務課消防団係	01456-2-1521
③日高西部消防組合	日高支署庶務係	01457-6-2244

児童手当の「現況届」の提出はお済みですか！

児童手当は、家庭における生活の安定と、時代の社会を担う児童の健全な育成及び、資質の向上を目的として小学校6学年終了前（12歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給します。

この手当を受給される方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出していただくことになっています。

この届は受給されている方の前年の所得、養育の状況等を報告していただき引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。

資格があっても「現況届」を提出されないと6月分からの手当が受給できなくなります。

■手続きに必要なもの

印鑑、家族全員の健康保険証、
平成21年分児童手当用所得証明書
（平成21年1月1日に日高町に住んでいなかった方のみ）

※ まだ提出されていない方は、早急にお届けをお願いいたします。

●お問い合わせ先

保健福祉課 福祉・子育て支援グループ
電話 01456-2-6183
日高総合支所住民生活課 住民・福祉グループ
電話 01457-6-3173

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに！

児童扶養手当、特別児童扶養手当の現況届の提出期限は次のとおりとなっております。

忘れずに提出下さい。提出がなければ、手当を受けることができなくなりますので注意をお願いします。

●提出期限

- ・児童扶養手当 平成21年8月31日（月）
- ・特別児童扶養手当 平成21年9月10日（木）

■児童扶養手当・・・

父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を計る制度です。

■特別児童扶養手当・・・

身体等に障害のある20歳未満の児童の福祉の増進を計る制度です。

※ 該当の方には、ご案内する予定です。

●お問い合わせ先

保健福祉課 福祉・子育て支援グループ
電話 01456-2-6183
日高総合支所住民生活課 住民・福祉グループ
電話 01457-6-3173